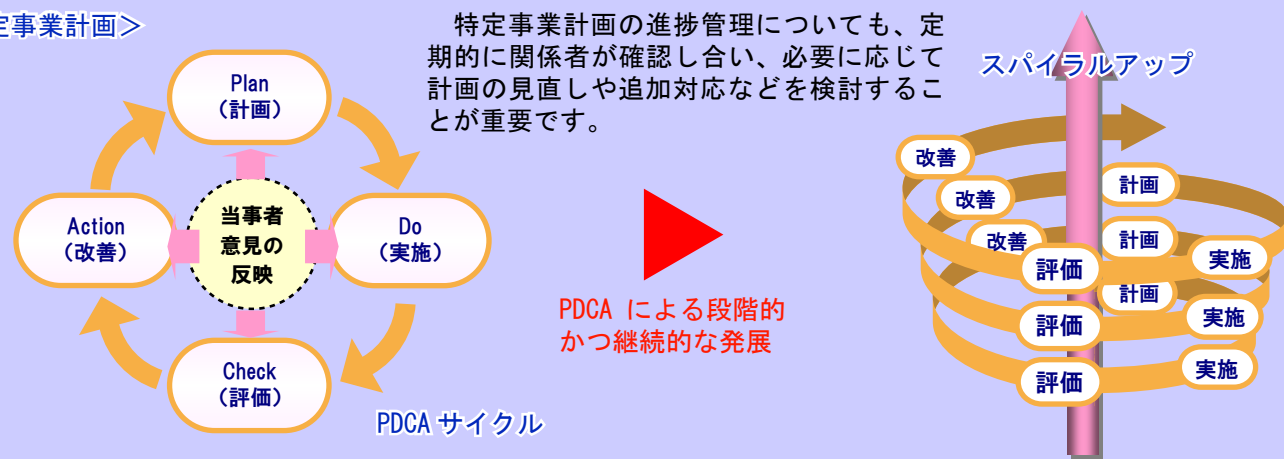


1 事業の継続的な改善による特定事業計画の推進

特定事業計画を推進していくに当たって、各事業者は、特定事業計画の具体的な計画の作成（Plan）→事業の実施（Do）→事後評価（Check）→改善（Action）のPDCA サイクルに基づき、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図ります。

特に、施設整備においては、計画段階からの当事者意見の反映に努めるとともに、整備後の利用状況についても、適宜、利用者意見の反映に努め、より使いやすい改善に取り組むことが重要です。

＜特定事業計画＞

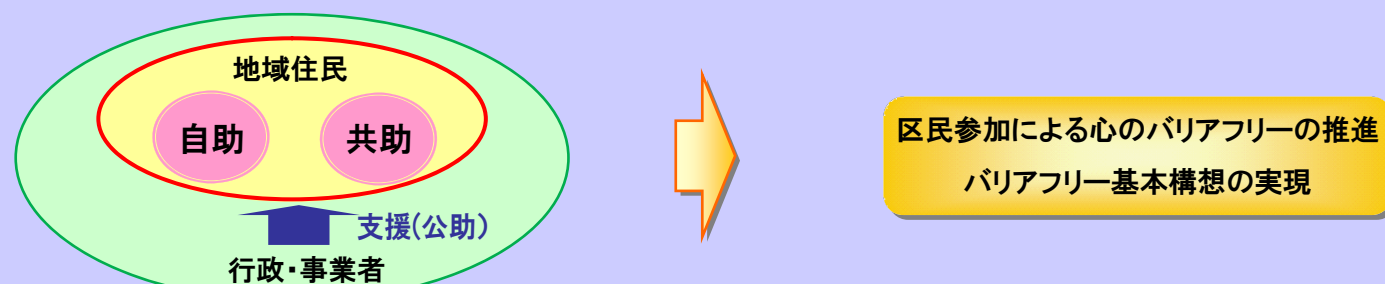


2 積極的な区民参加の実現

本基本構想の実現に向けては、各事業者、関係行政機関が実施する特定事業及びその他の事業だけでは、地区における全ての課題を解決することは困難です。

そこで、事業者、関係行政機関だけでは対応が困難な課題、区民が生活していく上での身近な課題に対して、「区民自らができること」、「自分だけでは対応が困難なものについて周囲（地域）が協力できること」を検討し、実現に向けた取組を進めています。

これにより、区民一人一人のバリアフリーに対する意識・理解の向上、さらには”気付き”の醸成につなげていきます。



3 協議会による継続的なモニタリング

心のバリアフリーを含めたバリアフリー化対応の継続的な検討の場作りが必要となることから、基本構想の実現に向けた推進体制の確立を目指します。

具体的には、短期（平成 26 年から 3 年程度）、中期（平成 26 年から 5 年程度）、長期（移動等円滑化の促進に関する基本方針における目標年）的な視点の中で地区の特定事業の進捗確認を行うために、荒川区・関係事業者・区民で構成する基本構想策定協議会を推進協議会（仮称）として再編します。

4 今後の展開

「熊野前駅周辺地区」は、荒川区における4つの重点整備地区の中で最後の地区となります。

今後は、既に基本構想を策定し取組を進めている「町屋駅・区役所周辺地区」、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」及び「南千住駅周辺地区」との連続したバリアフリーネットワークの形成により、荒川区全体のバリアフリー化につなげていきます。

登録番号 (25) 0097 号



荒川区防災都市づくり部交通対策課

平成 26 年（2014 年）3 月

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3

電話：03（3802）3111（代表）

URL: <http://www.city.arakawa.tokyo.jp/>

熊野前駅周辺地区 バリアフリー基本構想 ＜概要版＞

1

基本構想策定の背景と目的

荒川区では、平成 18 年 12 月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の施行を受け、これからのまちづくりにおいてバリアフリー化は極めて重要との考えに基づき、平成 22 年 3 月に荒川区全域を対象とした「荒川区バリアフリー基本構想」（以下「全体構想」という。）を策定し、バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化を進めることとしました。

平成 25 年度は、全体構想で設定した4つの重点整備地区のうち最後の地区となる熊野前駅（日暮里・舎人ライナー、都電荒川線）を中心とした「熊野前駅周辺地区（98.4ha）」を対象に、高齢者、障がい者、妊産婦や乳児同伴者等、誰もが安全、安心、快適に移動・利用できる空間を計画的に整備するため、地区別バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）を策定するものです。

重点整備地区の位置



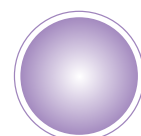
2

地区の基本的指針

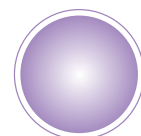
＜全体構想の基本理念＞

人とのつながりを実感できる「やさしいまち あらかわ」

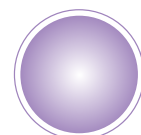
＜地区の基本的指針＞



区民の外出機会を促進し健康増進にもつなげるために、都電やコミュニティバスなどの新旧交通手段を活用し、地区内の病院、公園、大学、商店街等を連絡するとともに、ソフト・ハードによる適切な情報提供を行います。



これまでに地区別基本構想を策定した重点整備地区の成果を踏まえ、ソフト面の取組や多様な利用者のバリアフリーに対する“気付き”を高めるための「心のバリアフリー」を推進します。

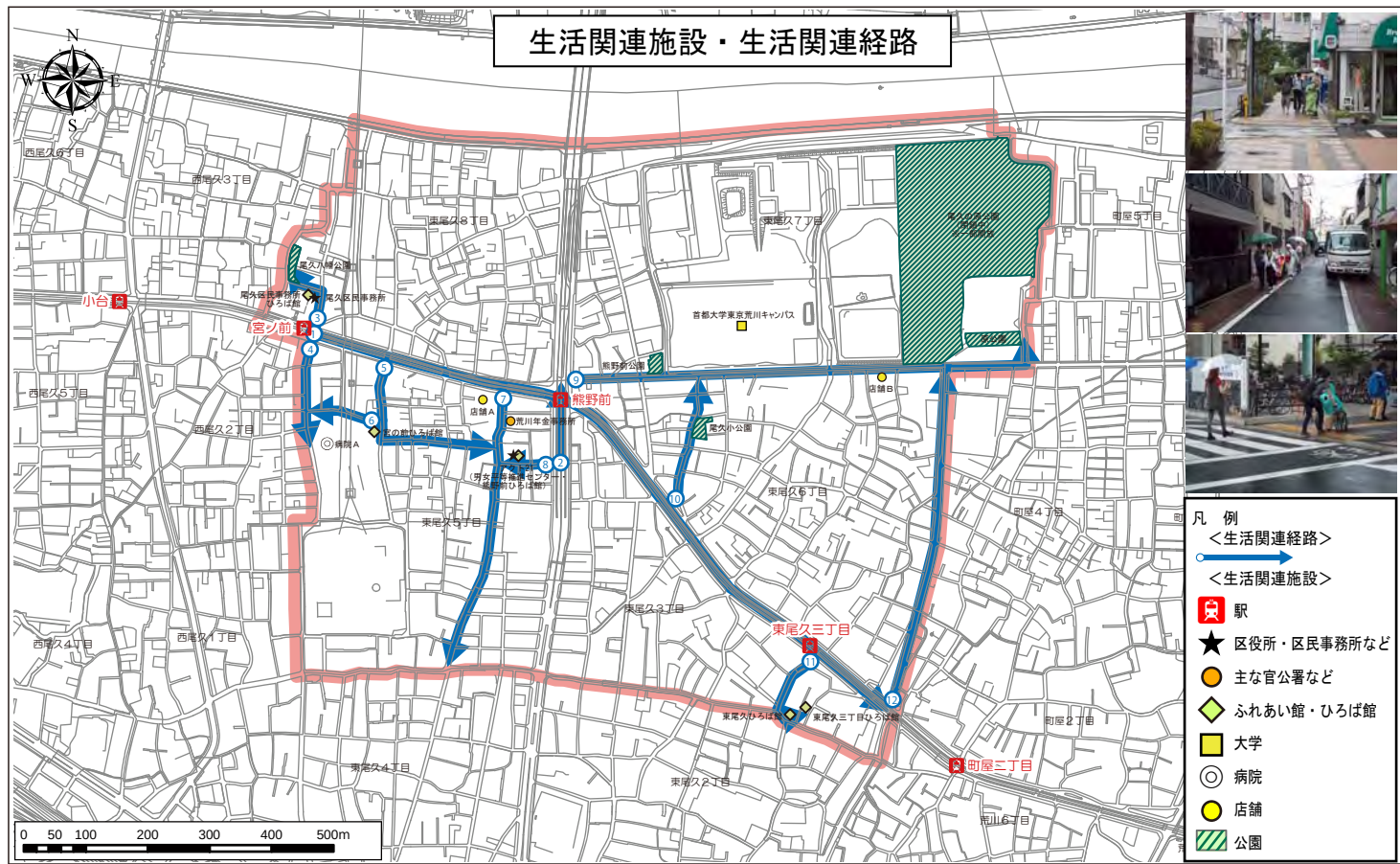


施設の更新・再整備やハードを補完するソフト対策における住民参加を促進するとともに、継続した住民参加の取組を区全体に展開することを目指します。

荒川区シンボルキャラクター
あら坊

3 重点整備地区における主な取組内容（特定事業計画）

特定事業計画は、「公共交通」「道路」「公園」「交通安全施設」「建築物」について具体的な事業内容を記載します。その他、「公共建築物のバリアフリー整備の考え方」「心のバリアフリーの取組」についても方針を記載します。



○各事業者の取組の基本方針等の主な内容

事業者名	取組の基本方針等
公共交通	
東京都交通局（日暮里・舎人ライナー）	●全駅にエレベーター及びエスカレーター、だれでもトイレ、ホームドア、点字ブロックを設置、駅係員の接遇向上 等
東京都交通局（都電荒川線）	●停留所ホームのかさ上げ・スロープの整備、停留場の安全対策（固定式ホーム柵の設置）、車いすスペースの設置、車両の更新（7000形車両の置き換え）、乗務員の接遇向上 等
東京都交通局（都バス）	●都営バス全車両に筆談具、営業所に筆談器を設置、乗務員の接遇向上、「ヘルプマーク」の配布を開始 等
京成バス株式会社	●全車両をノンステップバスにて運行、2種類のタイプのスロープ板を全車に装備、乗務員に対するバリアフリー講習、子育て世代への支援、地域の小学校等での安全教室の実施 等
道路	
東京都第六建設事務所（都道）	●すべての都民が、安全かつ快適に移動できる歩行空間の確保、歩行空間の連続性確保、高齢者や障がい者の視点に立ち、路面の平坦性、有効幅員の確保、段差の解消、点字ブロックの設置等を推進 等
荒川区（区道）	●安全で、快適な道路空間を創出、高齢者や障がい者の視点に立ち、有効幅員の増加、平坦性の確保、段差の解消等を実施、早期なバリアフリーのネットワーク化 等
公園	
荒川区道路公園課	●バリアフリー化や安全・安心の確保などを図るため、改修・改善を推進 等
交通安全	
警視庁尾久警察署	●信号無視の歩行者・自転車に帯する注意・指導 等
建築物	
店舗B	●バリアフリー法に対応した新規店舗の整備、改装時の実施可能な範囲での対応 等

<事業期間>

※ここでは、特定事業計画の中から主な取組内容を示します。※●：短期（平成26年から3年程度）、▲：中期（平成26年から5年程度）
詳しい内容については、基本構想本編に記載しています。 ■：長期（移動等円滑化の促進に関する基本方針における目標年）、◆：継続

○公共交通特定事業

施設名	主な整備項目
熊野前駅（日暮里・舎人ライナー）	●手すりへの点字貼り付け ●階段段鼻の明示 等
停留場（都電荒川線）	●点字ブロックの破損やホーム上の支障物への対応 ■道路改良等にあわせより安全な施設となるよう道路管理者と検討 等

○都市公園特定事業

施設名	主な整備項目
原公園	▲■手すり設置を検討、多目的トイレ設置を検討、近隣の公的施設への案内 ◆多目的トイレ改修の検討 等
尾久小公園	●公園入口改善を検討、園内の段差解消、ベンチ改善を検討、トイレへの案内誘導を検討 ■男女別トイレの設置を検討 ◆老朽化設備への対応 等
熊野前公園	●段差解消、トイレ入口改善の検討、トイレへの案内誘導を検討 ■バリアフリーに配慮した使用者空間の改善 ●▲防災機能導入の検討 等
尾久八幡公園	●トイレ内の設備の改善 ■男女別トイレの設置、バリアフリーに対応の検討 等

○交通安全特定事業

施設名	主な整備項目
熊野前交差点	◆エスコートゾーン、点字ブロック改善を検討 ◆交通マナーの向上の指導・教育活動 等
電停周辺交差点	◆エスコートゾーン設置 等

○道路特定事業

道路名	主な整備項目
都道306号①	▲点字ブロック設置 ▲■歩行空間の確保、歩道のセミフラット化 ◆勾配の確保 等
都道58号②	●点字ブロックの設置 等
区道④	◆交通安全に対する注意喚起、案内誘導や交通規制について地元商店街や警察と検討 等
区道⑥	◆交通規制について地元商店街や警察と検討 ◆民間の協力による歩行空間の適正使用 等
区道⑨	▲■◆舗装の改良、歩道勾配の改善、歩行者空間の改善 ●▲交差点の傾斜改善 等

○公共建築物特定事業

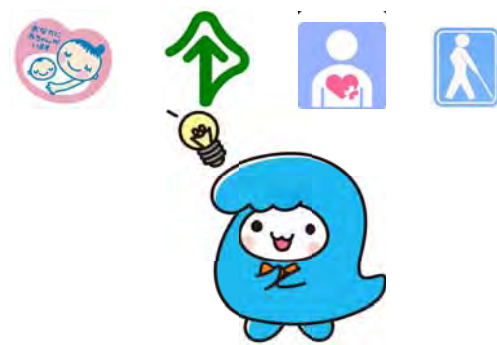
施設名	主な整備項目
アクト21（男女平等推進センター・熊野前ひろば館）	●手すりの連続性確保、施設内の案内表示の改善、多目的トイレ利用マナーの向上 ▲■多目的トイレの改良 ■視覚障がい者への案内改善 等

○民間建築物特定事業

施設名	主な整備項目
店舗A	●商品の陳列方法、トイレ内の設備の配置見直し、身障者用駐車場の適正利用の指導 ▲トイレ内設備の改善 等
店舗B	●点字ブロック上の支障物件の排除、通路の確保、案内の改善 ■エレベーター、下りエスカレーター、点字ブロック設置 等
病院A	●見通しの確保、案内サインの改善 等

○心のバリアフリーについて

高齢者・障がい者等の移動等円滑化を実現するためには、施設の整備（ハード）だけでなく、ソフト面での施策展開が重要です。そこで、熊野前駅周辺地区では、施設整備の推進と同様に、全体構想の基本方針でもある「心のバリアフリー」を推進していきます。なお、心のバリアフリー推進のために、各施設設置管理者が特定事業計画として実施していく取組に加え、区の関係各課が実施している取組を推進していきます。また、国や関係機関等の事業を活用した取組を区民に広報・周知するとともに、関係各課が連携して区民による心のバリアフリーを支援していきます。



使用しているマークについて



「マタニティマーク」
妊産婦に対する気遣いなど、やさしい環境づくりのために厚生労働省が公募により選考して定めたマーク



「耳マーク」
目の不自由な人の「白い杖」や「くるま椅子マーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示のために考案されたマーク



「ハートプラスマーク」
身体の内部に障害がある人の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするために考案されたマーク



「盲人のための国際シンボルマーク」
世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマーク